

2022年4月26日

各 位

会社名 株式会社 キムラ
代表者名 代表取締役社長 木村勇介
(コード番号 7461:東証スタンダード)
問合せ先 取締役経営企画室長 八代紀裕
(TEL 011-721-4311)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年4月25日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を2022年6月29日開催予定の当社第72期定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規程する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- (3) 条文の新設に伴い、現行定款第15条以下を1条ずつ繰り下げるものであります。
- (4) 上記の新設される規程の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>(電子提供措置等)</u> <u>第15条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。 <u>2</u> 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。
第15条～第44条 (条文省略)	第 <u>16</u> 条～第 <u>45</u> 条(現行どおり)
(新 設)	<u>(付則)</u>

(新 設)	<p align="center"><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>第1条 定款第15条(電子提供措置等)の新設は2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 本状の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日以後にこれを削除する。</u></p>
-------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

3. 日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日 2022年6月29日
- (2) 定款変更の効力発生日 2022年6月29日
- (3) 上記の内容につきましては、2022年6月29日開催予定の当社第72期定時株主総会において承認可決されることを条件とします。

以 上